毎週火曜日及び金曜日発行

神奈川県公報

県の花：山ゆり

令和8年10月27日（火曜日）　　号外第50号

目　次　　ページ

○告示
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定（健康医療・薬務課）　1

告　　示

神奈川県告示第464号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第１項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和８年10月28日から施行する。

令和８年10月27日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

１　知事指定薬物の名称

⑴　化学名　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類（通称名　５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）

⑵　化学名　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［(４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類（通称名　Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）

⑶　化学名　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類（通称名　２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）

２　指定の理由

１の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

発行　横浜市中区日本大通一　神奈川県政策局政策部政策法務課　電話横浜（〇四五）二一〇－一一一一